平成22年1月25日~26日、保護司国際研修に参加した。

参加者は、ペルーなど中南米、バヌアツなど大洋州、パキスタンなど南・東南アジア、ナイジェリアなどアフリカ、パレスチナなど中近東からの外国人参加者15名、検事や判事、警察庁・法務省職員などの日本人参加者9名、私たち保護司が7名であった。

外国からの参加者は警察高官が多く,国際会議場は同時通訳が2名付き,席次も外国人 参加者の隣には英語に堪能な日本人参加者を付けるといった配慮がうかがえた。

開会の挨拶で、佐々木所長は、「刑事司法においては適切な被害者保護のための施策が必要であることから、今回の研修テーマを選定した。保護司の皆さんには、各人の貴重な経験に基づく意見交換を積極的にお願いしたい。」と述べられた。

1日目の討論では、事前に提出した事例報告や、保護司活動報告など、自己紹介を含め 発表した。

7月の「社会を明るくする運動」の地域ぐるみの取り組みや、重点目標であった就労支援、青少年健全育成における市・町・村民会議、小学校区での児童を取り巻く環境づくりなどについて報告した。

外国からの参加者からは、「保護司は社会に貢献する活動をしているが、家族の協力はど うか。」、「処遇計画や面接回数などは、観察官・保護司のどちらが主務か。」などの質問が あった。

私たち保護司からは、「再犯の防止を中心に据えた更生保護法が施行され、段階別処遇や 処遇プログラムの作成など大きく変化したが、主務は観察官である。」、「観察官はもちろん 保護司にも守秘義務があり、対象者を信頼して家族にも全ては知らせないことを徹底して いる。」などと回答した。

「面接時に座敷から金銭を盗まれた経験から、面接場所を書斎に変更した事例もあるが、 刑期満了後も保護司宅を訪れる対象者も多く、夫婦・子供連れで訪ねてきた元対象者から 近況を聞くときは、保護司冥利に尽きる。」との報告もあった。

保護当局からの日本人参加者からは、「観察官よりも保護司の先生方の方が信頼されている。親よりも、教師よりも、親身に相談対応がされている。」と補強意見が出された。

被害者支援についての質問に対しては、「和解を急ぎすぎると被害者が一定の理解をした と加害者に判断されかねないことがあるため、慎重に対応すべき。」と意見を述べた。

「対象者の面接等で危害の危機を感じたことはないか。」との質問もあったが、危機を感じた保護司はいなかった。

討論後の会食では、外国の参加者、日本の法務関係職員、保護司が具合よく配置され、 交流がしやすいよう配慮されていた。 私の近くにいたペルーからの参加者は、「ペルーの家族関係では、老人世帯が単独はありえない。必ず子供夫婦が同居している。子供たちの携帯電話の普及は日本と同様で、悪質なホームページへのアクセスを取り締まるのに警察官は忙しい。」と述べていた。

また、バヌアツの参加者は、「バヌアツはオーストラリア近くの320もの諸島からなる 国である。牛肉、マグロ、ココナツオイルやピーナッツなどの一次産品は日本にも輸出さ れている。近年、金や石油も産出され、国内で賄う分はある。」話しており、国の豊かさを 感じた。

懇親会では、陽気な外国人参加者が誰かれなくダンスや歌に誘い込み、私たちも賑やかに過ごした。

2日目は、韓国イフェ女子大学教授チョー・キュンソク氏による「韓国刑事司法における犯罪被害者支援の現状と課題」の講義を受けた。

チョー氏は、「韓国の犯罪被害者対策の父」と言われ、慶應義塾大学でも学んだ方である。 全般的には、日本の被害者参加の裁判内容とよく似ているが、①優先傍聴、②被告人質問の許可、③判決や審理段階の記録、④刑事裁判終結後の被害弁償命令などの制度や、私たち被害者担当官や担当保護司が関わっている、意見等聴取制度・心情等伝達制度・処遇状況等通知制度・相談支援の4制度もあるとのことだった。特筆すべきは、日本ではNPOである被害者支援センターは法務省傘下の組織ということである。

この研修を通して、海外からの参加者の保護司制度を知ろうとする意欲の大きさがうかがえた。

外国とは、制度や慣習の違いから様々な混乱も生じるが、お互いの理解と相互信頼は避けて通れない。その意味で、途上国から信頼される日本と、互いを理解しようとする更生保護関係者の意識があれば、確実に減少すると感じた。

修了証書をいただき、佐々木所長と懇談した際、所長が「言葉よりもハート(情熱)こそ大切」と述べられたことが印象的であった。

得がたい体験をさせていただいたことについて、保護観察所をはじめ、参加に許可をくださった関係の皆様、何かと配慮してくださったアジ研の教職員各位、参加者の皆様に感謝を申し上げます。

(左近司)